

女子差別撤廃条約選択議定書の早期締結に向けた検討の推進を求める意見書

1979年に女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、1981年に発効した。日本は1985年に批准しているが、女子差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年に採択され、2000年に発効している「女子差別撤廃条約選択議定書」（以下「選択議定書」という。）には、まだ批准していない。

その理由として、日本は選択議定書が定める個人通報制度の受入れに当たっては、「我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題がある。」とし、「個人通報制度関係省庁研究会」において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。」と女子差別撤廃条約実施状況第9回報告において国連の女子差別撤廃委員会の事前質問に対し回答をしている。個人通報制度を定めた選択議定書は女性の人権保障の「国際基準」として、女子差別撤廃条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。「第5次男女共同参画基本計画」には、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記されている。

よって、日本が男女平等社会を実現するためにも、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報制度を受け入れる実施体制等の課題を解決されるよう、選択議定書の早期締結に向けた検討の推進を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）あて

群馬県榛東村議会